登別市告示第２０４号

公示送達書

督促状について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法第２０条の２の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、登別市市民生活部税務グループに保管し、送達を受けるべき者に対し、いつでも交付します。

また、この掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなされます。

令和　８年１１月１９日

登別市長　小笠原　春　一

記

公示送達を受けるべき者　　別紙「督促状公示送達者一覧」のとおり

督促状　公示送達者一覧

1　督促状（令和８年度固定資産税・都市計画税　第１期　共有者宛）

住所（所在地）	氏名（名称）
北海道登別市登別温泉町１８７番地	豊島　昇

2　督促状（令和８年度市道民税・普通徴収　第１期）

住所（所在地）	氏名（名称）
北海道登別市千歳町３丁目２４番地２	小野寺　玲
北海道登別市登別温泉町１番地７ 白樺寮４０５	ＣＨＡＮＧ　ＣＨＩＮ ＷＥＩ

3　督促状（令和８年度市道民税・普通徴収　第２期）

住所（所在地）	氏名（名称）
北海道登別市柏木町１丁目３番地１ ハイツひとみ１０３号	井上　健太
北海道登別市千歳町３丁目２４番地２	小野寺　玲
北海道登別市千歳町２丁目７番地２ ドミトリーほろべつ	ＣＨＯＩ　ＩＮＨＯ

4　督促状（令和８年度軽自動車税　随期）

住所（所在地）	氏名（名称）
北海道河東郡上士幌町字上士幌町東２線２４２番地	佐藤　悟